



# 電気さくの設置者のみなさまへ

～現在、設置してある電気さくは再点検を～

田畑、牧場などに、野獣の侵入や家畜の脱出防止のためにだけ設置できます！

見やすいように適当な間隔で、危険である旨の表示をしてください！

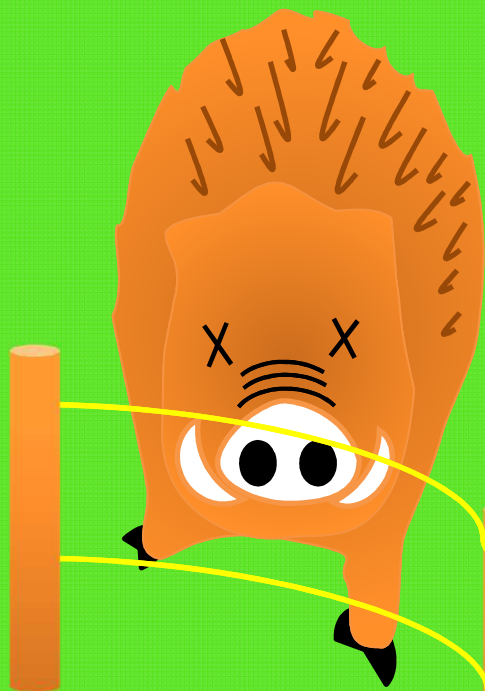
電源は、電気さく用電源装置から！

30ボルト以上の電源を使用する電気さくの場合は、必ず漏電遮断器の設置を！

容易に取り扱える箇所に、専用のスイッチ（電路の開閉器）を設置してください！

※電気事業法に関する省令で電気設備の技術基準が定められています。  
詳しくは、経済産業省HPで確認して下さい。

**感電注意**



新潟県 問い合わせ先 危機対策課 025(282)1636  
農産園芸課 025(280)5296